

資料 1

沖縄市地域公共交通活性化協議会
設置規約の改正（案）について

沖縄市公共交通活性化協議会
令和7年4月10日

沖縄市地域公共交通活性化協議会設置規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的) 第1条 沖縄市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関する協議を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。</p> <p>(事務所) 第2条 略</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>地域公共交通計画</u>の作成及び変更の協議に関すること。 (2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に関する協議に関すること。 (3) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 略 (5) 略 <p>(組織) 第4条 第1項及び第2項 略</p>	<p>(目的) 第1条 沖縄市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。</p> <p>(事務所) 第2条 略</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>網形成計画</u>の作成及び変更に関する協議に関すること。 (2) <u>網形成計画</u>の実施に関する協議に関すること。 (3) <u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 略 (5) 略 <p>(組織) 第4条 第1項及び第2項 略</p>

削除

削除

(会長及び副会長)

第5条 略

(会議)

第6条 第1項から第4項 略

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(書面等による会議)

第7条 略

(分科会)

第8条 略

(協議結果の取扱い)

第9条 略

(事務局)

第10条 略

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査員)

第12条 協議会に監査員を2名置く。

2 監査員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査員は協議会の会計監査を行い、その結果を協議会において報告する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 略

(会議)

第6条 第1項から第4項 略

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(書面等による会議)

第7条 略

(分科会)

第8条 略

(協議結果の取扱い)

第9条 略

(事務局)

第10条 略

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(設置期限)

第15条 協議会の設置期限は、2028年3月31日までとする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第4条関係）

団体	役職
沖縄市	副市長
琉球大学工学部工学科 社会基盤デザインコース	教授
沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課	課長
沖縄県 土木建設部 道路街路課	課長
一般社団法人 沖縄県バス協会	専務理事
一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
私鉄沖縄県労働組合連合会	執行委員長
沖縄バス株式会社	運輸部長
株式会社琉球バス交通	常務取締役
東陽バス株式会社	運輸部長
沖縄交通運輸株式会社	代表取締役
沖縄総合事務局 運輸部 企画室	室長
沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	課長
沖縄県 企画部 交通政策課	課長
沖縄警察署 交通対策課	課長
沖縄市老人クラブ連合会	会長
NPO 法人バリアフリーネットワーク会議	理事長
沖縄市自治会長協議会	副会長
沖縄商工会議所 会頭	会頭
沖縄市観光物産振興協会	副会長

別表（第4条関係）

区分	団体
法第6条第2項第1号の委員	沖縄市 副市長
法第6条第2項第2号の委員	沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課長
	沖縄県 土木建設部 道路街路課長
	一般社団法人 沖縄県バス協会 専務理事
	一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
	私鉄沖縄県労働組合連合会 執行委員長
	沖縄バス株式会社 取締役 運輸部長
	株式会社琉球バス交通 常務取締役
	東陽バス株式会社 運輸部長
法第6条第2項第3号の委員	沖縄総合事務局 運輸部 企画室長
	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課長
	沖縄県 企画部 交通政策課長
	沖縄警察署 交通対策課長
	学識経験者
	沖縄市老人クラブ連合会 会長
	沖縄市自治会長協議会 会長
	沖縄商工会議所 会頭
沖縄市観光物産振興協会 副会長	

付 則

この規約は、平成29年4月20日から施行する。
この規約は、令和元年8月6日から施行する。
この規約は、令和2年7月13日から施行する。
この規約は、令和6年2月9日から施行する。
この規約は、令和7年1月29日から施行する。
この規約は、令和7年4月 ○日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月20日から施行する。
この規約は、令和元年8月6日から施行する。
この規約は、令和2年7月13日から施行する。
この規約は、令和6年2月9日から施行する。
この規約は、令和7年1月29日から施行する。

今回の改正理由は、以下の通り。

○協議会の根拠法令が令和2年11月に改正し、計画名称が地域公共交通網形成計画から地域公共交通計画に変更

○令和7年度地域公共交通計画の作成にあたり、協議会での委託契約業務を行う必要があることから事務に関する事項及び経費に関する事項を追加

※施行日は、委員の皆様からの回答を取りまとめ、協議が整った日とします。